## 令和5年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	47								<u>府 省</u>	广名	[	国土交通省
対象	税目	個.	人住民税	法人住民税	事業税	不動産取	得税 固定	定資産税	事業所税	その他	(	)
要望 項目名		低	低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の延長及び拡充									
要望内容(概要)		<ul><li>・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 燃料電池自動車等に水素を充てんするための設備であって、一定の取得価格以上で新たに取得されたもの について、最初の3年度分、固定資産税の課税標準を価格に一定の特例率を乗じた額とする軽減が選択適用 できる。</li></ul>										
			〇取得価	の内容 限を2年間3 格1億円以 格5億円以	上5億円表	<b>卡満の設備</b>						:する。
関係	条文			第 349 条の 規則附則第			15 条第 8	項、同泛	<b>法施行令</b> 阶	惻第 11 条	第 10 ፤	項、
減 見 見	収額	_	初年度] 改正増減	— 収額] —	( ▲8	9 )	[平年度]	▲12	2.7 (	▲89 )		(単位:百万円)
要望	苗田	ギて年にすお も決和ス	ー、ま適るりま重定3テ自35でし電、た要)年一動をにた動電、。や1シ車年、車車動水水厂リョ	CO2 排出量の の普及促進に までに売で 新車で開発・利 の開発をの 車音社会の実 素社会の実 大素・燃決 関議決定	ま 販動 1000 は 東京 で 車 20~ 1000 に 東 20~ 1000 に 戦 お に 戦 お を で 車 20~ 100 に 戦 が に 素 け け け ロ て 両 で 車 で 車 で 車 で 車 か に 素 け け か ロ で 両 す で 車 で 車 で 車 で 車 で 車 で 車 で 車 で 車 で 車 で	第6次 か2000 か30% で30% で30% で30% で30% で30% で30% で30% で30% で40% で50%	マルギー基の の実の の実の の の の の の の の の の の の の の の の	本別に大めを大で28大電川、型の促すあ年大のの進るる3大池である3大池	(令和3年) いでのいたででいた。 に2020年した。 が表するが、本語では、本語では、本語では、本語では、本語では、本語では、本語では、本語では	F 10 月閣 10 月 8 ト 10 月	議決定) 一次 大の小学 大の大 大の大	それたクリーンエネルでは、乗用車について、2030年の脱炭素燃料の利用等等の商用用途に掲げている。取組を加速することを12月26日閣僚会議ルギー基本計画」(令以)の導入支援と水素けた技術開発や実証、
		もた援 となま	水素ステ に、2020 「日本位し をかしともでしました。 ではっては	年代後半ま 素ステーシ 体で推進し がら、FCV † 水素ステー 。水素ステー の時間を要	でに水素 たまれる。 さいる。 きなの黎明 ションのを ションのを することが	ステーショ トワーク合 月期におい 登備費・ト ひコス、水素	ン事業の 同会社( では水素 営費が未 減に向け 充てん設	自立化を HyM)」と ステーシ だ高額制 て、規制 備を取得	目指すこのまた。 まかい まいま まいま まいま まいま まいま まいま まいま まいま まいま	ととして ながら、 動率が低く から、 対 対 対 が が が が が が が が が が が が が	り、20 制改 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	を程度を整備するとと 18年2月に設立され を、技術開発、整備支 を収益の裏付けがない ・ション整備の障害と いるが、成果が出る インセンティブを設け ていくことが不可欠。

本要望に 対応する 一 縮減案

合理性	る	策体系におけ 政策目的の位 付け	政策目標3 地球環境の保全施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う参考指標13 新車販売に占める次世代自動車の割合  ○成長戦略実行計画(令和3年6月18日閣議決定)第4章 グリーン成長戦略に向けた新たな投資の実現3. 水素ステーションの整備燃料電池自動車・燃料電池バス及び燃料電池トラックの普及を見据え、2030年までに1,000基程度の水素ステーションについて、人流・物流を考慮しながら最適な配置となるよう整備する。バスやトラックなど商用車向けの水素ステーションについては、事業所専用の充填設備も含め、整備を推進する。
	政策の 達成目標		〇2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5~7割とすることを目指す。 〇2035 年までに、乗用車新車販売で電動車 100%を実現。 〇商用車については、8トン以下の小型の車について、2030 年までに、新車販売で電動車 20~30%、2040 年までに、新車販売で、電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した車両で合わせて 100%を目指す。8トン超の大型の車については、貨物・旅客事業等の商用用途に適する電動車の開発・利用促進に向けた技術実証を進めつつ、2020 年代に 5,000 台の先行導入を目指す。 〇FCV については、2025 年までに 20 万台程度、2030 年までに 80 万台程度の普及を目標。 〇水素ステーションについては、2025 年度までに 320 箇所の整備を目標とし、2020 年代後半までに水素ステーション事業の自立化を目指す。また、FCV・燃料電池バス及び燃料電池トラックの普及を見据え、2030 年までに 1,000 基程度、人流・物流を考慮しながら最適な配置となるよう整備。
		税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	令和5年4月1日~令和7年3月31日(2年間)
		同上の期間中 の達成目標	○FCV については、2025 年までに 20 万台程度の普及を目標。 ○水素ステーションについては、2025 年度までに 320 箇所の整備を目標。
	政策目標の 達成状況		○新車販売台数に占める次世代自動車の割合は、平成 29 年度 36.7%、平成 30 年度 38.4%、令和元年度 39.0%、令和 2 年度 41.2%、令和 3 年度 45.8%。 ○新車販売台数に占める電動車の割合は、平成 29 年度 33.1%、平成 30 年度 34.3%、令和元年度 35.0%、令和 2 年度 37.2%、令和 3 年度 41.7%。 ○FCV は令和 3 年度末で約 7,200 台。 ○水素ステーションは令和 3 年度末で整備中含む 166 か所整備。
有効性	要望の措置の適用見込み		○令和5年度:水素充てん設備:32件 ○令和6年度:水素充てん設備:32件 ※事業者、業界団体等へのヒアリング結果等から試算。
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)		<ul><li>○水素充てん設備の整備者に対して維持費用の負担軽減を図ることにより、事業者の投資判断が可能となる。</li><li>○インフラ整備の加速に伴い、FCV といった電動車の普及を図ることが可能。</li><li>○結果、輸送部門におけるカーボンニュートラルの実現、水素社会の実現を推進。</li></ul>

	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	_
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	_
相当性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_
	要望の措置の 妥当性	水素充てん設備は FCV にとって必要不可欠な社会インフラであり、取得価格要件(一定金額以上の設備投資を対象)を満たす設備を取得する全ての者を対象とする税制上の措置を設けることは公平な支援措置と考える。 また、商業販売が開始された 2014 年から FCV は既に約 7,200 台普及しているが、今後、乗用車に加えて、特にコスト意識の高い商用車においても燃料電池の普及を加速させる必要があることから、商用車向けに整備される水素充てん設備については、乗用車向けのものよりも高い特例率を設定する制度設計としている。
税負担軽減措置等の 適用実績		適用件数: 平成 29 年度 68 箇所 平成 30 年度 68 箇所 令和 元年度 42 箇所 令和 2 年度 29 箇所 令和 3 年度 42 箇所
税 の す	地方税における 負担軽減措置等 適用状況等に関 る報告書」に ける適用実績	適用総額の種類:課税標準(固定資産の価格) 適用実績: 平成30年度 5,936,456(千円) 令和元年度 3,867,446(千円) 令和2年度 1,563,053(千円)
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)		水素ステーションは、令和3年度末時点で、整備中のものを含めると 166 箇所の整備が進行している。
前回要望時の 達成目標		次世代自動車を普及・促進することによって、大気汚染の改善、地球温暖化防止を図る。
達成	要望時からの 度及び目標に ていない場合の理	新車販売台数に占める次世代自動車の割合は、令和3年度 45.8%。

	<ul><li>平成9年度 創設</li></ul>
	• 平成 11 年度 延長
	• 平成 13 年度 延長
	・平成 15 年度 対象設備の見直しを行ったうえで延長・拡充
	• 平成 17 年度 延長
	• 平成 19 年度 延長
	・平成21年度 一部見直し(充電設備の取得価額要件を2,000万円以上から300万円以上に引
	き下げ)のうえで延長・拡充
これ十一の亜担収件	・平成 23 年度 電気充電設備を対象から除外
これまでの要望経緯	<ul><li>・平成25年度 一部見直し(水素充てん設備の取得価額要件を2,000万円から1億5,000万</li></ul>
	円に引き上げ)のうえで延長
	・平成27年度 一部見直し(天然ガス充てん設備の取得価額要件を2,000万円から4,000万円
	に引き上げ)のうえで延長
	・平成29年度 一部見直し(対象となる設備要件に政府の補助を受けて取得したことを追加)
	のうえで延長
	・平成31年度 一部見直し(天然ガス充てん設備を対象から除外、水素充てん設備の課税標準
	を 2/3 から 3/4 に変更)のうえで延長
	• 令和3年度 延長